

## 試薬に関連する法規制の動き（平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日）

ページ

1. <a href="#">化審法関連の改正</a>	1
2. <a href="#">安衛法関連の改正</a>	6
3. <a href="#">毒劇法関連の改正</a>	10
4. <a href="#">薬事法関連の改正</a>	10

### 【改正内容】

#### 1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正

##### 1-1. 化審法の一部改正

法律第 39 号（平成 21 年 5 月 20 日付官報）により、化審法が改正された。改正内容の概要は次の通り。

施行日：公布日から 1 年を超えない範囲において政令が定める日 [平成 22 年 4 月 1 日を予定]。

但し、下記（1）①～④については、公布日から 2 年を超えない範囲において政令が定める日 [平成 23 年 4 月 1 日を予定]。

（経済産業省ホームページ参照 [[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/h21kaisei/koufuoshirase.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/h21kaisei/koufuoshirase.pdf)]

##### （1）既存化学物質も含めた包括的管理制度の導入

- ① 既存化学物質（「一般化学物質」に名称変更）を含むすべての化学物質について、一定数量（1 トンを予定）以上の製造・輸入を行った事業者に対して、毎年度その数量等を届け出る義務を課す。
- ② 上記届出の内容や有害性に係る既知見等を踏まえ、優先的に安全性評価を行う必要がある化学物質を「優先評価化学物質」に指定する。（「優先評価化学物質」の新設に伴い、「第二種監視化学物質」「第三種監視化学物質」は廃止する。「第一種監視化学物質」は「監視化学物質」に名称変更。）
- ③ 必要に応じて、優先評価化学物質の製造・輸入事業者有害性情報の提出を求めるとともに、取扱事業者にも使用用途の報告を求める。
- ④ 優先評価化学物質に係る情報収集及び安全性評価を段階的に進めた結果、人又は動植物への悪影響が懸念される物質については、現行法と同様に「特定化学物質」として製造・使用規制等の対象とする。
- ⑤ これまで規制の対象としていた「環境中で分解しにくい化学物質」に加え、「環境中で分解しやすい化学物質」についても対象とする。

##### （2）流通過程における適切な化学物質管理の実施

特定化学物質及び当該物質が使用された製品による環境汚染を防止するため、取扱事業者に対して、一定の取扱基準の遵守を求めるとともに、取引に際して必要な表示を行う義務を課す。

##### （3）国際的動向を踏まえた審査・規制体系の合理化

ストックホルム条約の規制対象となる物質について、条約で許容される例外的使用を厳格な管理の下で認めるため第一種特定化学物質に係る規制の見直しを行う等、規制の国際統合化を行う。

## 1-2. 改正化審法の施行期日及び届出数量の指定について

(経済産業省ホームページ参照 [\[http://www.meti.go.jp/press/20091027001/20091027001.html\]](http://www.meti.go.jp/press/20091027001/20091027001.html))

### (1) 改正化審法の施行期日

政令第 255 号 (平成 21 年 10 月 30 日付官報) により、次の法律の施行期日が定められた。

- ① 平成 21 年 5 月 20 日法律第 39 号 (同法附則第 1 条第 1 号から第 3 号までの規定を除く) : 平成 22 年 4 月 1 日
- ② 平成 21 年 5 月 20 日法律第 39 号 (同法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定) : 平成 23 年 4 月 1 日

### (2) 届出数量の指定について

政令第 257 号 (平成 21 年 10 月 30 日付官報) により、届出を要しない数量が定められた。(施行日 : 平成 23 年 4 月 1 日)

- ① 一般化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない数量は 1 トンとする。
- ② 優先評価化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない数量は 1 トンとする。

## 1-3. 化審法 新規化学物質の公示名称の訂正について

化審法第 2 条第 9 項及び第 10 項並びに第 4 条第 4 項の規定により公示されている新規化学物質の名称について、既に公示した物質のうち 60 物質について、名称が誤っていることが判明したので、公示名称が訂正される予定である旨の連絡が経産省 HP に掲載された。

訂正前の名称の化学物質を製造又は輸入し、今後も製造又は輸入を続ける予定がある事業者は、平成 21 年 7 月 31 日までに、経産省まで連絡する必要がある。詳細及び正誤表は経産省ホームページを参照。

(経済産業省ホームページ参照 [\[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/shinki\\_koujimeishouteisei.html\]](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/shinki_koujimeishouteisei.html))

## 1-4. 「第一種特定化学物質」の追加指定等

政令第 256 号 (平成 21 年 10 月 30 日付官報) により、次の改正が行われた。

(経済産業省ホームページ参照 [\[http://www.meti.go.jp/press/20091027001/20091027001.html\]](http://www.meti.go.jp/press/20091027001/20091027001.html))

### (1) 「第一種特定化学物質」として、次の 12 物質が追加指定された。(施行日 : 平成 22 年 4 月 1 日)

号数	第一種特定化学物質名
17	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS。以下「PFOS」という。)又はその塩
18	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名PFOSF)
19	ペンタクロロベンゼン
20	r-1・c-2・t-3・c-4・t-5・t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 $\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン)
21	r-1・t-2・c-3・t-4・c-5・t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 $\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン)
22	r-1・c-2・t-3・c-4・c-5・t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 $\gamma$ -ヘキサクロロシクロヘキサン)
23	デカクロロペンタシクロ[5 <sup>2,6</sup> ・3 <sup>3,9</sup> ・0 <sup>4,8</sup> ・0 <sup>0</sup> ・0 <sup>0</sup> ]デカン-5-オン(別名クロルデコン)
24	ヘキサブromoビフェニル
25	テトラブromo(フェノキシベンゼン)(別名テトラブromoジフェニルエーテル。第3条の表第12号において「テトラブromoジフェニルエーテル」という。)
26	ペンタブromo(フェノキシベンゼン)(別名ペンタブromoジフェニルエーテル。第3条の表第13号において「ペンタブromoジフェニルエーテル」という。)
27	ヘキサブromo(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサブromoジフェニルエーテル)
28	ヘプタブromo(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタブromoジフェニルエーテル)

- (2) 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、PFOS又はその塩等について、航空機用の作動油等を追加した。(施行日：平成22年5月1日)
- (3) 第一種特定化学物質を使用することができる用途として、PFOS又はその塩について、圧電フィルタ等の製造に使用するエッチング剤等の製造を指定した。(施行日：平成22年4月1日)
- (4) 技術上の基準に従わなければならない第1種特定化学物質が使用されている製品として、PFOS又はその塩について、圧電フィルタ等の製造に使用するエッチング剤等を指定し、当分の間、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を追加した。(施行日：平成22年10月1日)
- (5) 技術上の指針の公表を行う第2種特定化学物質が使用されている製品として、トリクロロエチレン等について、接着剤(動植物系のものを除く)等を指定した。(施行日：平成22年4月1日)

### 1-5. 「第二種監視化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第1号(平成21年8月31日付官報)により、次の物質が「第二種監視化学物質」に指定された。

(通し番号945～975/31物質)

(経済産業省ホームページ参照 [[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/release/h21/2kan090831.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/release/h21/2kan090831.pdf)])

- ①O, O-ジェチル=水素=ホスホロジチオアート
- ②クロロシクロヘキサン
- ③シクロヘキサン-1, 3-ジイルビス(メチルアミン)
- ④4-メチル-2, 4-ジフェニルペンタ-1-エン
- ⑤5, 7-ジ-tert-ブチル-3-(3, 4-ジメチルフェニル)ベンゾ[b]フラン-2(3H)-オンを主成分(80%以上)とする、5, 7-ジ-tert-ブチル-3-ヒドロキシベンゾ[b]フラン-2(3H)-オンとo-キシレンの反応生成物
- ⑥3-[(ビニルオキシ)メチル]ヘプタン
- ⑦2, 6-ジ-tert-ブチル-4-エチルフェノール
- ⑧2-イソブトキシナフタレン
- ⑨2, 2, 4, 4, 5, 5, 7, 7, 8, 8, 8-ウンデカフルオロ-3, 6-ジオキサオクタン酸
- ⑩2, 2'-[1, 4-ジヒドロアントラセン-9, 10-ジイルビス(オキシメチレン)]ジオキシランを主成分(90%以上)とする、2, 2'-[アントラセン-9, 10-ジイルビス(オキシメチレン)]ジオキシラン、1, 3-ビス{[10-(オキシラン-2-イルメトキシ)-1, 4-ジヒドロアントラセン-9-イル]オキシ}プロパン-2-オール及び2, 2'-[1, 4-ジヒドロアントラセン-9, 10-ジイルビス(オキシメチレン)]ジオキシランの混合物
- ⑪3, 4-ジメトキシ-2, 5-ジオキサヘキサン
- ⑫trans-4-ビニル-trans-4'-プロパン-1-イルビシクロヘキシル
- ⑬1-ヨード-4-(trans-4-プロパン-1-イルシクロヘキサン-1-イル)ベンゼン
- ⑭1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6-トリデカフルオロオクタン
- ⑮2-(3, 5-ジメチル-1H-ピラゾール-1-カルボキサミド)エチル=メタクリラート
- ⑯1-({2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキソラン-2-イル}メチル)-1H-1, 2, 4-トリアゾールを主成分(94%以上)とする、1-({2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキソラン-2-イル}メチル)-1H-1, 2, 4-トリアゾールと4-({2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキソラン-2-イル}メチル)-4H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物
- ⑰2-イソシアナトエチル=アクリラート

- ⑱3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクタ-1-イル=アクリラート
- ⑲3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクタ-1-イル=メタクリラート
- ⑳(2, 2'-ビス(ヒドロキシメチル)-2, 2'-[オキシビス(メチレン)]ビス(プロパン-1, 3-ジオール)を主成分とする、2, 2'-ビス(ヒドロキシメチル)-2, 2'-{[2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)プロパン-1, 3-ジイル]ビス(オキシメチレン)}ビス(プロパン-1, 3-ジオール)、2, 2'-ビス(ヒドロキシメチル)-2, 2'-[オキシビス(メチレン)]ビス(プロパン-1, 3-ジオール)及びペンタエリトリールの混合物)のアクリル酸エステル、4-メチルシクロヘキサ-1, 2-ジカルボン酸無水物及びシクロヘキサ-1, 2-ジカルボン酸無水物の反応生成物
- ㉑trans-4-[ジフルオロ(3, 4, 5-トリフルオロフェノキシ)メチル]-trans-4'-プロパン-1-イルビスシクロヘキシル
- ㉒trans-4-p-トリル-trans-4'-ビニルビスシクロヘキシル
- ㉓{N, N-ジメチルシクロヘキサ-1-イルアンモニウム=3-シクロヘキシルアミノプロパン-1-スルホン酸と[1, 6-ジイソシアナトヘキサンの重合体(3量体を主とする、3量体及び5~11量体の混合物)]の付加反応生成物}と[1, 6-ジイソシアナトヘキサンの重合体(3量体を主とする、3量体及び5~11量体の混合物)]の混合物
- ㉔2, 4, 6-トリフェノキシ-2, 4, 6-トリス(4-ヒドロキシフェノキシ)-1, 3, 5, 2λ<sup>5</sup>, 4λ<sup>5</sup>, 6λ<sup>5</sup>-トリアザトリホスフィニンを主成分とする、ポリ(n=3~15)(ジクロロ-λ<sup>5</sup>-ホスファゼン)、ヒドロキノン及びフェノールの反応生成物
- ㉕N, N-ジメチルイソプロピルアミン
- ㉖テトラシクロ[6. 2. 1. 1<sup>3,6</sup>. 0<sup>2,7</sup>]ドデカ-9-エン-4-カルボン酸
- ㉗4-フェニル-4-アザトリシクロ[5. 2. 1. 0<sup>2,6</sup>]デカ-8-エン-3, 5-ジオン
- ㉘3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクタ-1-エン
- ㉙2-メチルペンタン-2-イル=ペルオキシアセタート
- ㉚5-アゾニアスピロ[4. 4]ノナン=テトラフルオロボラート
- ㉛ペンタリチウム=7-[ (2-[[5-シアノ-4-メチル-2, 6-ビス(4-スルホナトアニリノ)-3-ピリジル]ジアゼニル]-4-(2-ナフチル)-1, 3-チアゾール-5-イル)ジアゼニル]ナフタレン-1, 3, 5-トリスルホナート

## 1-6. 「第三種監視化学物質」の指定

経済産業省・環境省告示第5号(平成21年8月31日付官報)により、次の物質が「第三種監視化学物質」に指定された。(通し番号125~157/33件)  
(経済産業省ホームページ参照 [[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/release/h21/3kan\\_teisei.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/release/h21/3kan_teisei.pdf)])

- ①m-ニトロアニリン
- ②4-ビニル-1-シクロヘキセン
- ③N-メチルアニリン
- ④2-ビニルピリジン
- ⑤p-クロロトルエン
- ⑥1, 3-ジブromopropan
- ⑦2, 4-ジクロロフェノール
- ⑧1, 3, 5-トリクロロベンゼン
- ⑨1, 2, 4-トリクロロベンゼン
- ⑩トリス(2, 3-ジブromopropan-1-イル)=ホスファート
- ⑪2, 6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール

- ⑫プロペン四量体
- ⑬4, 4' -メチレンビス(2-メチルシクロヘキサンアミン)
- ⑭ナフタレン-1, 8-ジイルジアミン
- ⑮1-(イソペンチルオキシ)-3-メチルブタン
- ⑯N, N, N', N' -テトラメチル-4, 4' -(イミノメチレン)ジアニリン塩酸塩
- ⑰2-tert-ブチル-4-メトキシフェノール
- ⑱3, 5-ビス(トリフルオロメチル)ベンジルアミン
- ⑲2, 6-ジクロロトルエン
- ⑳2-tert-ブチル-4, 6-ジメチルフェノール
- ㉑メチル=イソチオシアネート
- ㉒4-(1-メチルエテニル)フェノール
- ㉓1-[(2-ブタン-1-イルオクタン-1-イル)オキシ]-3-(3, 4-ジヒドロイソキノリニウム-2-イル)プロパン-2-イル=スルファートを主成分(90%以上)とする、1-[(2-ブタン-1-イルオクタン-1-イル)オキシ]-3-(3, 4-ジヒドロイソキノリニウム-2-イル)プロパン-2-イル=スルファートと1-[(2-ブタン-1-イルオクタン-1-イル)オキシ]-3-イソキノリニウム-2-イルプロパン-2-イル=スルファートの混合物
- ㉔1-[(2-ヒドロキシエチル)スルファニル]-3-(オクタン-1-イルオキシ)プロパン-2-オールを主成分(95%以上)とする、3-クロロ-2-(オクタン-1-イルオキシ)プロパン-1-オール、1-[[1-クロロ-3-(オクタン-1-イルオキシ)プロパン-2-イル]オキシ]-3-[(2-ヒドロキシエチル)スルファニル]プロパン-2-オール及び1-[(2-ヒドロキシエチル)スルファニル]-3-(オクタン-1-イルオキシ)プロパン-2-オールの混合物
- ㉕N, N-ジドデシルグリコールアミドを主成分とする、{ポリ(n=1~3)[ヤシ油アルキル(C=8, 10, 12, 14, 16, 17及び18)]アミン}とグリコール酸の反応生成物
- ㉖1-({2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキソラン-2-イル}メチル)-1H-1, 2, 4-トリアゾールを主成分(94%以上)とする、1-({2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキソラン-2-イル}メチル)-1H-1, 2, 4-トリアゾールと4-({2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキソラン-2-イル}メチル)-4H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物
- ㉗2-イソシアナトエチル=アクリラート
- ㉘3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクタン-1-イル=アクリラート
- ㉙3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクタン-1-イル=メタクリラート
- ㉚(2, 2'-ビス(ヒドロキシメチル)-2, 2'-[オキシビス(メチレン)]ビス(プロパン-1, 3-ジオール)を主成分とする、2, 2'-ビス(ヒドロキシメチル)-2, 2'-[2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)プロパン-1, 3-ジイル]ビス(オキシメチレン)}ビス(プロパン-1, 3-ジオール)、2, 2'-ビス(ヒドロキシメチル)-2, 2'-[オキシビス(メチレン)]ビス(プロパン-1, 3-ジオール)及びペンタエリトリールの混合物)のアクリル酸エステル、4-メチルシクロヘキサン-1, 2-ジカルボン酸無水物及びシクロヘキサン-1, 2-ジカルボン酸無水物の反応生成物
- ㉛{N, N-ジメチルシクロヘキサン-1-イルアンモニウム=3-シクロヘキシルアミノプロパン-1-ルスルホン酸と[1, 6-ジイソシアナトヘキサンの重合体(3量体を主とする、3量体及び5~11量体の混合物)]の付加反応生成物}と[1, 6-ジイソシアナトヘキサンの重合体(3量体を主とする、3量体及び5~11量体の混合物)]の混合物
- ㉜2, 4, 6-トリフェノキシ-2, 4, 6-トリス(4-ヒドロキシフェノキシ)-1, 3, 5, 2λ<sup>5</sup>, 4λ<sup>5</sup>, 6λ<sup>5</sup>-トリアザトリホスフィニンを主成分とする、ポリ(n=3~15)(ジクロロ-λ<sup>5</sup>-ホスファゼン)、ヒドロキノン及びフェノールの反応生成物
- ㉝2-メチルペンタン-2-イル=ペルオキシセタート

## 2. 労働安全衛生法（安衛法）関連の改正

### 2-1. 変異原性物質の追加

基発 0807 第 7 号 厚生労働省労働基準局長通達(平成 21 年 8 月 7 日付)及び基発 1112 第 3 号 厚生労働省労働基準局長通達(平成 21 年 11 月 12 日付)により、次に示す 49 の届出物質は、強度の変異原性が認められるため指針に基づく措置を講ずるよう周知された。

(中央労働災害防止協会・安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-50/hor1-50-35-1-0.htm>])

(中央労働災害防止協会・安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-50/hor1-50-43-1-0.htm>])

【変異原性が認められた届出物質】(49物質)

(基発0807第7号)(41物質)

- ①1-(2'-[(Z)-アミノ(ヒドロキシイミノ)メチル]ビフェニル-4-イル)メチル)-2-エトキシ-1H-ベンゾイミダゾール-7-カルボン酸メチル
- ②4-(4-アミノ-3-フルオロフェノキシ)ピリジン-2-カルボキサミド
- ③3-エチル-2-[(3-エチル-1,3-ベンゾオキサゾール-2(3H)-イリデン)メチル]-1,3-ベンゾオキサゾール-3-イウム=p-トルエンスルホナート
- ④9-オキソフルオレン-2,7-ビス(ジアゾニウム)=ビス(テトラフルオロボラヌイド)
- ⑤(1-クロロ-2,3-エポキシプロパン・4,4'-メチレンジフェノール重縮合物)と[(1-クロロ-2,3-エポキシプロパン・4,4'-メチレンジフェノール重縮合物)と(両末端アクリル酸付加した、アクリロニトリル・ブター-1,3-ジエン共重合物)の反応生成物]の混合物
- ⑥1-(クロロメチル)-2-(ジクロロメチル)ベンゼン
- ⑦2,2-ジメチル-6-ニトロ-2H-クロメン
- ⑧3,4-ジメチルフェニルヒドラジン=塩酸塩
- ⑨トリクロロ酢酸無水物
- ⑩4-ニトロピリジン-1-オキシド
- ⑪4-ニトロベンゼンスルホン酸=(R)-(2-メチルオキシラン-2-イル)メチル
- ⑫メタクリル酸=5-アセトキシ-2-(4-ジメチルアミノベンゾイル)フェニル
- ⑬エタン-1,2-ジアミン・2-エチル-2-ヒドロキシメチルプロパン-1,3-ジオール・ジイソシアン酸=4,4'-メチレンジシクロヘキシル・ $\alpha$ -6-ヒドロキシヘキシル- $\omega$ -ヒドロキシポリ(オキシカルボニルオキシヘキサメチレン)・2,2'-(メチルイミノ)ジエタノール重縮合物の硫酸ジメチル塩
- ⑭3-クロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン
- ⑮1-クロロ-2,3-エポキシプロパンと(ピペラジンとホルムアルデヒドの反応生成物)の反応生成物
- ⑯2-クロロ-4-ニトロイミダゾール
- ⑰1,4-ジニトロイミダゾール
- ⑱(2,4-ジヒドロキシフェニル)(4-ジメチルアミノフェニル)メタン
- ⑲4-ニトロ-L-フェニルアラニンエチル=塩酸塩
- ⑳3-ブロモ-1-オキソ-1,3-ジヒドロ-2-ベンゾフラン-5-カルボン酸メチル
- ㉑3-(4-ブロモブトキシメチル)-3-エチルオキセタン
- ㉒2-ブロモ-5-メチル-4,5,6,7-テトラヒドロ[1,3]チアゾロ[5,4-c]ピリジン=4-メチルベンゼンスルホン酸塩
- ㉓4-(ブロモメチル)フェニル(ジヒドロキシ)ボラン
- ㉔4-ブロモメチル-3-メチル安息香酸メチル
- ㉕4-クロロ-2,2-ジメチルペンタ-4-エン酸エチル

- ⑳ N-[4-(4,5-ジヒドロ-1,3-オキサゾール-2-イル)フェニル]ヒドロキシルアミン
- ㉑ (2S)-2-(3,4-ジフルオロフェニル)オキシラン
- ㉒ (4E)-デカ-4-エノヒドラジド
- ㉓ {2,2'-ビス[ビス(3,5-ジメチルフェニル)ホスファノ-κP]-1,1'-ビナフチル}[1,1'-ビス(4-メトキシフェニル)-3-メチルブタン-1,2-ジアミン-κ<sup>2</sup>N,N']ジクロロルテニウム(Ⅱ)
- ㉔ 2-((R)-1-フェニルエチル)アミノ-1-(4-ブromoフェニル)エタン-1-オン=塩酸塩
- ㉕ 5-ブromo-2,2-ジメチル-4-オキソペンタン酸エチル
- ㉖ (2S)-3-{N-ベンジル-N-[2-(ヒドロキシスルホニルオキシ)エチル]アミノ}-2-ヒドロキシプロパン酸カリウムナトリウム
- ㉗ 4-ホルミル安息香酸クロリド
- ㉘ 3-メチル-4-[(メチルスルホニルオキシ)メチル]安息香酸メチル
- ㉙ 4-エチルアニリン
- ㉚ (E)-1-クロロ-4-(2-ニトロエチル)ベンゼン
- ㉛ [N,N'-ビス(ペンタメチルフェニル)-2,2'-(イミノ-κN)ビス(エチレン)ジアミノ-κ<sup>2</sup>N,N']ジベンジルジルコニウム(Ⅳ)
- ㉜ 2-ブromo-2-フルオロ酢酸エチル
- ㉝ 2-ブromoメチル-5-ニトロアニソール
- ㉞ 5-(2-メトキシ-4-ニトロフェニル)-1,3-オキサゾール
- ㉟ 2-メトキシ-4-ニトロベンズアルデヒド

(基発1112第3号) (8物質)

- ① (アクリロニトリル・エチルスチレン・ジビニルベンゼン・ブター-1,3-ジエン・メタクリル酸共重合体)と{(アクリロニトリル・エチルスチレン・ジビニルベンゼン・ブター-1,3-ジエン・メタクリル酸共重合体)と1,1-ビス[4-(2,3-エポキシプロポキシ)フェニル]エタンと(フェノール・ホルムアルデヒド重縮合物の1-クロロ-2,3-エポキシプロパンによるエポキシ化変性物)の反応生成物}と1,1-ビス[4-(2,3-エポキシプロポキシ)フェニル]エタンと(フェノール・ホルムアルデヒド重縮合物の1-クロロ-2,3-エポキシプロパンによるエポキシ化変性物)の混合物
- ② [(アクリロニトリル・ブター-1,3-ジエン・メタクリル酸共重合体)と(1-クロロ-2,3-エポキシプロパン・4,4'-メチレンジフェノール重縮合物)の反応生成物]と(1-クロロ-2,3-エポキシプロパン・4,4'-メチレンジフェノール重縮合物)の混合物
- ③ 1-クロロ-2,3-エポキシプロパンとビフェニル-4-オールとの反応生成物
- ④ 1-(2-クロロ-5-ニトロフェニル)エタノン
- ⑤ 2-(2-クロロ-5-ニトロフェニル)ピリジン
- ⑥ ビス(クロトリオキソ硫酸)=メチレン
- ⑦ 3,6-ビス(4-クロロフェニル)-1,4-ジオキソ-1,2,4,5-テトラヒドロピロロ[3,4-c]ピロールジスルホン酸と3,6-ビス(4-クロロフェニル)-1,4-ジオキソ-1,2,4,5-テトラヒドロピロロ[3,4-c]ピロールスルホン酸の混合物
- ⑧ ビス[2-(ペンタメチルフェニルアミノ)エチル]アミン

## 2-2. 「新規化学物質」の名称の公表

- (1) 厚生労働省告示第109号(平成21年3月27日付官報)により、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。  
(通し番号17291~17583/293件)  
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-83-1-0.htm>])

- (2) 厚生労働省告示第 338 号 (平成 21 年 6 月 26 日付官報) により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。  
(通し番号 17584~17821/238 件)  
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-84-1-0.htm>])
- (3) 厚生労働省告示第 419 号 (平成 21 年 9 月 25 日付官報) により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。  
(通し番号 17822~18068/247 件)  
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-91-1-0.htm>])
- (4) 厚生労働省告示第 504 号 (平成 21 年 12 月 25 日付官報) により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。  
(通し番号 18069~18354/286 件)  
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-95-1-0.htm>])

### 2-3. 作業環境評価基準の管理濃度の改正

厚生労働省告示第 195 号 (平成 21 年 3 月 31 日付官報) により、労働安全衛生法第 65 条の 2 の規定に基づく作業環境評価基準における管理濃度 (作業環境の良否を判断するための指標) が改正された。(新規追加: 2 物質、改正: 11 物質)

改正内容の詳細は下記の厚生労働省ホームページ参照。

(適用日: 平成 21 年 7 月 1 日。但し、新規追加となったニッケル化合物、砒素及びその化合物は平成 21 年 4 月 1 日)

(厚生労働省ホームページ参照 [<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/enzen/hor/hombun/hor1-18/hor1-18-14-1-0.htm>])

### 2-4. 「有害物ばく露作業報告」対象物質の見直し

厚生労働省告示第 503 号 (平成 21 年 12 月 24 日付官報) により、「有害物ばく露作業報告」(労働安全衛生規則第 95 条の 6) の対象物質が下表の 43 物質 (右欄の含有量を除く) に見直された。(適用日: 平成 22 年 1 月 1 日)

事業者は、平成 22 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量 (当該対象物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される当該対象物の量を含む。) が 500kg 以上になる場合は、平成 23 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までに有害物ばく露作業報告を行わなければならない。

(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/dl/070409-1g.pdf>])

(報告詳細は、厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/070409-1.html>])

コード	物	含有量 (重量パーセント)
80	2-アミノエタノール	0.1 パーセント未満
81	$\alpha$ , $\alpha$ -ジクロロトルエン	0.1 パーセント未満
82	$\alpha$ -メチルスチレン	0.1 パーセント未満
83	一酸化二窒素	0.1 パーセント未満
84	ウレタン	0.1 パーセント未満
85	2-エチルヘキサン酸	0.1 パーセント未満
86	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	0.1 パーセント未満
87	エチレンクロロヒドリン	0.1 パーセント未満
88	クメン	1 パーセント未満

89	グルタルアルデヒド	0.1パーセント未満
90	クロロメタン(別名 塩化メチル)	0.1パーセント未満
91	ジアゾメタン	0.1パーセント未満
92	2,4-ジアミノアニソール	0.1パーセント未満
93	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	0.1パーセント未満
94	1,2-ジブromo-3-クロロプロパン	0.1パーセント未満
95	N,N-ジメチルアセトアミド	0.1パーセント未満
96	ジメチルカルバモイル=クロリド	0.1パーセント未満
97	N,N-ジメチルニトロソアミン	0.1パーセント未満
98	タリウム及びその水溶性化合物	0.1パーセント未満
99	デカボラン	1パーセント未満
100	1,4,7,8-テトラアミノアントラキノン(別名 ジスパースブルー1)	0.1パーセント未満
101	N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド(別名 キャプタフォル)	0.1パーセント未満
102	テトラニトロメタン	0.1パーセント未満
103	二硝酸プロピレン	1パーセント未満
104	5-ニトロアセナフテン	0.1パーセント未満
105	2-ニトロプロパン	0.1パーセント未満
106	p-フェニルアゾアニリン	0.1パーセント未満
107	4-ビニルシクロヘキセンジオキシド	0.1パーセント未満
108	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名 DEHP)	0.1パーセント未満
109	弗化ナトリウム	0.1パーセント未満
110	フルオロ酢酸ナトリウム	1パーセント未満
111	プロピレンイミン	0.1パーセント未満
112	2-ブロモプロパン	0.1パーセント未満
113	ヘキサクロロエタン	0.1パーセント未満
114	ヘキサメチルホスホリクトリアミド	0.1パーセント未満
115	ペンタボラン	1パーセント未満
116	メタクリロニトリル	0.1パーセント未満
117	メタンスルホン酸メチル	0.1パーセント未満
118	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン	0.1パーセント未満
119	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名 MDI)	0.1パーセント未満
120	リフラクトリーセラミックファイバー	1パーセント未満
121	りん化水素	1パーセント未満
122	りん酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)	0.1パーセント未満

### 3. 毒物及び劇物取締法（毒劇法）関連の改正

政令第120号（平成21年4月8日付官報）により、次の物質が、毒物／劇物に指定、または劇物から除外された。

（厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H210408/090408tuchi.pdf>]

（1）毒物に指定（施行日：平成21年4月20日）

- ① 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤
- ② 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤
- ③ アバメクチン及びこれを含有する製剤。但し、アバメクチン1.8%以下を含有するものを除く。
- ④ 2,2-ジメチルプロパノイルクロライド（別名 トリメチルアセチルクロライド）及びこれを含有する製剤
- ⑤ S-メチル-N- [(メチルカルバモイル) -オキシ] -チオアセトイミデート（別名 メトミル）及びこれを含有する製剤。但し、S-メチル-N- [(メチルカルバモイル) -オキシ] -チオアセトイミデート45%以下を含有するものを除く。【注：45%以下を含有する製剤は従来通り劇物】

（2）劇物に指定（施行日：平成21年4月20日）

- ① 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤
- ② アバメクチン1.8%以下を含有する製剤
- ③ 2,4,6,8-テトラメチル-1,3,5,7-テトラオキシカン（別名 メタアルデヒド）及びこれを含有する製剤。但し、2,4,6,8-テトラメチル-1,3,5,7-テトラオキシカン10%以下を含有するものを除く。
- ④ 1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン及びこれを含有する製剤
- ⑤ 1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン一塩酸塩及びこれを含有する製剤
- ⑥ 1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン二塩酸塩及びこれを含有する製剤

（3）劇物から除外（施行日：平成21年4月8日）

- ① 2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト（別名 ダイアジノン）5%（マイクロカプセル製剤にあつては、25%）以下を含有する製剤 【注：5%（マイクロカプセル製剤にあつては、25%）を超えて含有する製剤は従来通り劇物】
- ② シクロポリ（3～4）[ジフェノキシ、フェノキシ（4-シアノフェノキシ）及び[ビス（4-シアノフェノキシ）]ホスファゼン]の混合物並びにこれを含有する製剤
- ③ 3,4-ジクロロ-2'-シアノ-1,2-チアゾール-5-カルボキサニド（別名 イソチアニル）及びこれを含有する製剤
- ④ 4'-メチル-2-シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- ⑤ 2-[2-(4-メチルフェニルスルホニルオキシイミノ)チオフェン-3(2H)-イリデン]-2-(2-メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

### 4. 薬事法関連の改正

厚生労働省令第149号（平成21年10月21日付官報）により、次の6物質が「指定薬物」に指定され、2物質の医療等の用途が追加された。

（施行日：平成21年11月20日）

（厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/yakuji/dl/H21-1.pdf>]

（1）指定薬物に指定

- ① ジフェニル（ピロリジン-2-イル）メタノール及びその塩類
- ② 1-ナフタレニル（1-ペンチル-1H-インドール-3-イル）メタノン及びその塩類
- ③ (1RS, 3SR) -3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチルオクタン-2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール及びその塩類

- ④ (1RS, 3SR) -3- [2-ヒドロキシ-4-(2-メチルノナン-2-イル) フェニル] シクロヘキサン-1-オール及びその塩類
- ⑤ 1-(4-フルオロフェニル) ピペラジン及びその塩類
- ⑥ 2-(メチルアミノ) -1-(4-メチルフェニル) プロパン-1-オン及びその塩類

(2) 医療等の用途の追加

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

- ① ジフェニル (ピロリジン-2-イル) メタノール、その塩類及びこれらを含む物
- ② 1-(4-フルオロフェニル)ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物

